平成２６年（フ）第２３９号
茨城県ひたちなか市外野２丁目９番32号　エミネンス101号
債務者　菱沼　千春（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２５８号
茨城県水戸市上水戸３丁目４番11―204号　メゾンよつくら
債務者　遠藤　一夫
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７１９号
京都市右京区御室竪町25番地28
債務者　髙木　敬吾
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２０号
京都市左京区田中西春菜町５番地１
債務者　髙木　美江
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２８号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－２棟1110号
債務者　澤井　幸治
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０１号
京都府長岡京市開田３－２－３　カーサ・ドルチェ302号室、住民票上の住所京都府長岡京市開田２丁目８番11号
債務者　森本　泰実
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８４２号
京都市西京区樫原田中町１番地25　翠原荘７号
債務者　廣野　廣子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木1004番地　レオパレス宮田第２　101号、従前の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄766番地165
債務者　齊藤　嘉一
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字光368番地２　県住10号
債務者　梶原紀久美
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１１０４号
福岡市東区和白６丁目３番33号
債務者　松永　博文
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２２０号
福岡市西区福重団地６番1008号
債務者　居石壽美子（旧姓隈元）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２２６号
福岡県糸島市二条鹿家1735番地14
債務者　松葉　　歩
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１号
秋田県能代市二ツ井町字下野川端30番地12
債務者　七尾　典子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１７６号
山梨県笛吹市御坂町蕎麦塚580番地１、前住所山梨県甲府市下河原町３番45―503号
債務者　菱山　和美
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
山梨県韮崎市穴山町8765番地12
債務者　椎名　望実（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８１号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地157　県営小牛田峯山住宅531号、従前の住所宮城県遠田郡美里町北浦字天王筒136番地１　アルドール・ブロ―テⅢ壱番館102
債務者　近藤　正人
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
三重県鈴鹿市稲生１丁目13番33号　エスポワール真弓103
債務者　上田　啓史
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
津地方裁判所破産係